

PCT 施行規則（様式 10）

1.

余白は、少なくとも用紙の上端及び左端におのおの 2.5cm、右端に 1.5cm 並びに下端に 1cm をとる。

ただし、上端の余白の左隅であって上端から 1.5cm 以内に書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を記載することができる。
2.

図面には、そのりかいに欠くことができない「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A B の切断面」等の単語または語句を除くほか、文言を記載してはならない。
3.

図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な濃墨等を用い、太さの均一な、かつ、明りょうな線で着色することなく、作成する。
4.

切断面には平行斜線を引く。この場合において、引用符号及び引出線の明りょうな読取りが妨げられてはならない。
5.

図の大きさ及び作図の明りょう性は、3分の2の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。
6.

図面の尺度を示すときは、図式を用いて表示する。
7.

図面に記載するすべての数字、文字及び引出線は、簡潔かつ明りょうなものとする。この場合において、数字または文字ともに、かっこ、円または引用符をもちいてはならない。
8.

図面中のすべての線は、原則として製図用具を用いて引く。
9.

図の各要素は、その理解のために欠くことができない場合を除き、図中の他の要素のそれぞれに対して妥当な比率のものとする。
10.

数字及び文字の大きさは、縦 0.32cm 以上とする。
11.

2 以上の用紙を用いて単一の図を描くときは、その 2 以上の図を合わせるにより単一の完全な図を構成できるように配置する。
12.

2 以上の図があるときは、各図ごとに用紙の番号とは無関係に、アラビア数字により連続番号を付する。

13.
図面には明細書に用いない引用符号は記載してはならない。
14.
図面に多数の引用符号を用いるときは、なるべくすべての引用符号ごとにその対応する部分を示す別紙を添付する。
15.
図面の各用紙の番号は、斜線で区分された2つのアラビア数字からなるものとし、斜線で区分された左側には用紙の番号を、右側には用紙の合計数を用紙（余白部分を除く。）の上端又は下端の中央に付する。
16.
その他は、様式第1の備考1、2、20及び21と同様とする。
この場合において、図を正しく配置するために必要があるときは、用紙は、横長にして用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、図の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

PCT 施行規則（様式1）

1.
用紙は日本工業企画A列4版（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない。耐久性のあるものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には、不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
2.
用紙にはしわ及び裂け目があってはならない。
20.
各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
21.
届出書の用紙は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。